

農村環境改善センター利用についての注意事項

1 はじめに・・・

先月後半から、上田市内において、新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増しています。長野県は、先月 28 日に上田圏域での新型コロナウイルスの感染警戒レベルを 3 から 4 に引き上げ、特別警報を発令しました。

感染防止徹底のため、「農村環境改善センター利用に係るチェックリスト」の内容を一部見直します。利用の際は、チェックリストの内容を厳守してください。

3密（「密閉空間」「密集場所」「密接場面」）の回避を徹底するなど、感染拡大防止を第一として、農村環境改善センターの運営を行ってまいります。

感染拡大防止対策がとれない場合など、ご利用いただけない活動もあることをご了承ください。

2 農村環境改善センターが実施する感染予防対策

ホール、会議室（ドアノブ、照明・エアコンのスイッチ類）、トイレ・洗面所（スイッチ、便器レバー等）など、館内の手が触れる場所の除菌を行います（平日の毎朝 1 回）。

利用者が密集しないように、各学習室の利用可能人数の上限を設定します。

センター、多目的ホールに手指消毒用のアルコールを設置します。

各部屋に除菌水とタオルを用意します。

3 利用者に厳守していただく事項（厳守できない場合は、利用いただけません）

（同封のチェックリスト参照）... **R2.9.7 からの変更部分は太字で記載**

学習室の換気を行うこと（**最低** 1 時間に 2 回以上、**1 回につき数分以上**）

参加者間の距離を確保（目安 2 m）し、大声での発声は行わないなど、飛沫感染等を防ぐ対策を行うこと。

可能な限り参加者数を減らし、感染のリスクを低下させること。

（参加者数は各学習室の上限以内とすること・裏面に記載）

ウイルスの飛散・分散防止のため、咳エチケット（ハンカチなどで口・鼻を押さえる）を徹底し、全員マスクを着用すること。

入館時、利用後には必ず洗面所で十分な手洗い又はアルコール消毒を行うこと。

風邪などの症状がある方は利用しないこと。

重症化しやすい人（ご高齢の方、基礎疾患がある方等）は利用前に十分体調を確認すること。

新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触があった場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は利用できないこと。また、過去 14 日以内に県が「往来そのものを慎重に検討」としている都道府県へ往来した場合には、利用を自粛するようよびかけること。

水分補給等を除き、館内での飲食は行わないこと。

（裏面に続く）

通常の清掃に加え、使用した机、イス、備品に対して除菌水（農村環境改善センターで用意）で拭き掃除を行うこと。

参加者の中に感染者がいた場合、利用者を特定できるよう参加者全員の連絡先を把握し、感染経路の調査に協力をお願いします（氏名、住所、電話番号がわかる名簿を作成（1か月間保存）し、求められた場合には提出できるようにお願いします）。

接触感染、飛沫感染の可能性が高い活動（例：歌唱を伴うもの、ダンス関係、）の利用につきましては、上記の注意事項を厳守していただきますよう工夫をお願いします。

（各部屋の利用上限人数）

一階				二階		
多目的ホール	第二会議室	第三会議室	料理実習室	視聴覚室	生活改善実習室	農事研修室
90人	6人	20人	10人	12人	12人	20人

4 利用前にチェックリスト提出のお願い

- 感染拡大防止のため、当面の間、その都度、利用前に同封の「農村環境改善センター利用にかかるチェックリスト」の提出をお願いします。
- 土・日・祝祭日、平日の夜間に利用する場合は、お手数ですが、事務室の業務時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分まで）に提出をお願いいたします。業務時間内に提出が難しい場合は、特例として、FAX等でも可としますが、業務時間内に届くようにしてください。
- 事前に提出がない場合、チェックリストの要件を満たさない団体は利用できません。
- 必ず、利用者（会員）全員に内容を周知、確認いただいた上で提出ください。

5 利用後の感染予防対策のお願い

- 使用した机、イス、備品類、照明・エアコンスイッチについて、除菌水での拭き掃除をお願いします。使用報告書に確認欄を設けましたので、必ず実施をお願いします。
- 除菌水とタオルは、各学習室に配置します。

6 参加者名簿作成のお願い

- 参加者名簿（氏名、住所、連絡先）は、利用日毎に作成し、1か月間保管をお願いします。
- 万が一、感染者が発生した場合に、感染経路の確認を行うために必要になります。

7 その他

- 利用後は、速やかにご帰宅ください。